

## ・ 社會政策の一問題點

―特にその實質的主体と經濟政策との關係について―

野 田 稔

一時、はなやかに論争された社會政策の本質をめぐつての問題は一応、論争しつくされた観があり、その過程において形成されつつあつた社會政策理論は論争が積みかさねられるにしたがつて、高度の精密さと科学性を確保することができたと思われる。

特に、經濟政策の分野に比較して社會政策の理論を展望する時その感がいちぢるしいのである。

もとより、論争しつくされた観があるということはさらにそれ以上、論究する必要がないほど問題が解決しつくされたことを毫も意味するものではない。

論争がさかんであればあるほど、一面において、相手の論旨を誤解したり、論難に急なあまり、論旨の一貫性を無意識のうちに失ひ、当初の正しい問題点がいつの間にかとりかえられて、仮装の問題をめぐつて論争のための論争に始終するという危険が多くなるものである。

拙稿は先学諸氏の論理に敬意を表しながら、論争を通じてもなお、解決されていないと思われる重要な点を一、二疑問点として取出してみたい。

まづ第一は、かつて論及したことであるが、(一)社會政策の實質的、主体に關連するものであり、換言すれば、

「社会的総資本」の概念に関する問題である。

第二は、社会政策の「本質」に関連する問題であり、なかんずく、経済政策との関係においての問題である。

まづ、社会政策の実質的、主体的に関する問題であるが、「社会的総資本」⇨実質的、主体⇨「国家」⇨形式的主体という「方式」が一般に用いられているようである。

大河内教授は社会政策の実質的、主体を「社会的総資本」に求められ、機械にたいする「注油」、「掃除」による機械の「濫用」防止が「合理的」であるように、労働力にたいする「保全」も究極において「合理的」であるが(二)、「個別資本」は労働力にたいして、あくなき「濫用」、「喰潰し」の本能をもち、剰余労働にたいする吸血鬼的な渴望は労働力を肉体的に破滅的状态に陥し入れて顧みないのである。

しかしながら、労働力のあくなき「濫用」と「喰潰し」という「個別資本」にとつて合理的態度も「社会的総資本」の立場からみると、決して合理的ではなく、総体としての健全な「労働力」を不断に、世代から世代にわたつて確保し、「労働力の保全、培養」による資本制経済の「再生産を順調に確保する」ことが必要となつてくる。(三)ここに「合理的」、「理性的」社会的総資本という概念が登場してくるのである。かくして、このような「合理的」、「理性的」社会的総資本は、必然的に「盲目的」、「本能的」個別資本と対立することになり、国家の社会政策には常に自己に対立する個別資本の絶えざる反抗がここから生ずることになるのである。(四)

しかしして、このような「社会的総資本」は現実存在するわけではなく「いわば、われわれの觀念に於いて存在し……総体としての資本の理性として觀念せられたものであり」(五)、現実的にはかかる「社会的総資本」の立場は、「近代国家」によつて代表せしめられることになる(六)と述べられている。

このような教授の「社会的総資本」にたいして強い批判がなされていることは周知の通りである。たとえば、森耕

二郎教授は、大河内教授が「盲目的」、「本能的」個別資本と「悟性的」、「理性的」社会的総資本との「対立」という見解にたいして「対立」するのは、「総資本」≡「総資本家」と「総労働者」とであり、総労働者に「対立」する「総資本」の意志の執行機関としての国家権力の発動によつて政策が行われる、と述べていられる。(七)

また、岸本英太郎教授は「元来そのものとして何等の意思をもたない総資本が、『冷徹な合理的精神』をもつと考えるのは我々の理解し得ないところである。……社会政策を行うのは、総資本ではなく、国家である(八)」。元来、労働力に対して合理的な態度をもつて望む総資本が、何か個別資本以外に存するのであろうか。資本制生産それ自身が、本来的に、労働力に対して非合理的なものではないのであろうか。社会的総資本は、剰余労働に対する無制限な渴望をもつ個々の資本の総体としてのみ存在するのではないのであろうか。ところで、総体としての資本は、資本制生産諸関係の全体を構成するが、この資本制生産諸関係そのものの維持と調整のためには資本とは相対的に独立した一機構を必要とするものであり、これこそ、国家に外ならないのである。この国家こそが社会政策の主体であつて、総資本がそうでは決してないのである(九)と批判されている。

このように、大河内教授の「個別資本」に対立する「社会的総資本」は総労働者に対立するものであり、また「社会的総資本」は決して、労働力にたいして悟性的、理性的ではなく、無制限な搾取の欲望をもつものであるとの批判が行われている。

しかしながら、森教授も大河内教授と異なつた意味ではあるが、総資本≡資本家階級、その意志の執行機関としての国家権力が政策の実質的、形式的主体と考えられている。

さらに、社会政策論争の始源者として、その論理を高く評価されるべき風早八十二氏の場合においても、政策主体として、「社会的総資本」がそのまま用いられている。(一〇)

岸本教授は総資本と「相対的に独立した一機構」＝国家が政策主体であると強調されているが、大河内教授の場合にも、政策主体を「社会的総資本」の「意志の執行人としての近代国家」と規定されているので、この点に関するかぎり、岸本教授の批判は必ずしも当てはまらない。

さらに、問題は、「相対的に独立した一機構」ということであるが、岸本教授は、「元来そのものとしては何等の意志をもたない総資本」といわれているので、「何等の意志をもたない総資本」に「相対的に独立した一機構」＝国家とは一体どういう意味であろうか。

この点にふれないとしても、「相対的に独立した一機構」である以上、その基底はあくまで、総資本にありうから、「国家こそが社会政策の主体であつて、総資本がそうでは決してないのである」といつただけでは、政策主体に關して何等、説明を加えたことにならないであろう。

一般に、大河内教授の「社会的総資本」を批判する各論者は前述のような疑問を提起するのであるが、「社会的総資本」＝「総資本」＝「資本家階級」(もとより、大河内教授とは異なつた意味で)、その意志の執行人としての「国家」が政策の実質的、形式的主体と考えられているようである。

しかしながら、大河内教授の政策主体観はもとより、それを批判した各論者の主体規定だけで、政策主体の具体的、現実的把握は充分であろうか。

「社会的総資本」は労働力にたいして決して、理性的、悟性的ではなく、したがつて、それは「個別資本」に対立するものではなくして、労働者階級と敵対するものであると規定されても、問題は、多数の「個別資本」を平面的に総合して、その総体として、「社会的総資本」＝「総資本」という概念をもつてくるところにある。

このような論理の展開は、なるほど「総資本」と「総労働者階級」の敵対関係は説明されるであろうが、資本相互

の競合関係、對抗関係は何等説明されず（この競合関係は「社会的総資本」と「個別資本」との関係ではなく）、資本は凡て矛盾なく総体のうちに和合的に統合されることにならう。

しかし、資本相互間の對抗関係を無視して、その総体としての「社会的総資本」をもちだすかぎり、現実の資本相互の関係、したがって、政策主体の具体的把握は到底、不可能ではなからうか。

たとえば、現段階に国家独占資本主義、帝国主義段階においては、いうまでもなく、資本の有機的構成は非常に高度化し、したがって、資本の集積、集中は激化し、「資本による資本の収奪」は徹底し、そこに巨大銀行資本と巨大産業資本の結合に金融資本の確立、それを基底とする金融寡頭政治が支配的となる。

このような段階においては、資本家階級と労働者階級との対立はもとより激化するのであるが、それとともに資本家相互間の対立、たとえば、独占資本と非独占資本、独占体加盟企業と非加盟企業、独占体と独占体、国際的独占資本と民族資本の対立はますます激化するのである。

したがって、このような現実の事態において、「個別資本」としての「社会的総資本」、或は「資本家階級」という全体的、一般的主体概念を用いることはできなう。

社会政策の主体は、まさに、国家権力に癒着（？）し、これを容易に支配しうる「金融資本」、「巨大独占資本」に他ならず、国家はその意志の執行機関となるのである。

蓋し、国家権力に癒着（？）し、これを支配する巨大独占資本グループはその独占的超過利潤確保のため、労働力搾取の強化と非独占資本の獲得した剰余価値の収奪に狂奔するのであるが、他方、常に巨大独占資本による圧迫を切実に受ける多数の非独占資本は、さらに、その圧迫を賃銀労働者へ転化するので、資本制蓄積の一般法則に窮乏化法則はますます徹底的に労働者に加えられるのである。

しかし、このような事情はまた、労働者階級の敵対的闘争の激化を必然的にする。

なにかんずく、巨大独占資本における労働組合はその量的組織性と抗争意欲の強靱性に富み、その傘下組合、その関連分野の組合を統合し、さらに、全国的労働組合への発展、そこにおける主導的地位、その全国的闘争の背景等をもつて、国家権力を容易に支配し、規定し、また、しうる自己の属する巨大独占資本にたいし、労働条件の改善のための闘争を激化し、その要求を承認せしめんとするのである。

かくして、このような事態はますます、他の労働組合をして、それぞれの資本家にたいする闘争を増大させ、より、強大な全国的闘争へと拡大させることによつて、資本制政治、経済体制の危機を増大させるのである。ここに社会政策の必然性の根拠を見出すことができる。

しかし、ここで注意すべきは、労働者階級の抗争が激化し、その圧力が国家権力を支配している「巨大独占資本」に社会政策をよぎなくさせるほど加わり、彼等に体制上の危機感を与えるとき、はじめて、労働条件改善等が法的に保証されるということである。

したがつて、労働者階級の圧力は資本家階級にたいして必ずしも同一でない場合があり、たとえば巨大独占資本にたいする圧力が強烈であるのにたいして、中小資本にたいしては闘争が緩慢である場合もあり、したがつて、巨大独占資本によつて、実質的に形成された社会政策(そうすることによつて、非独占資本の自己への隷従の強化を図るであろうが)に弱小資本は不満を覚え、社会政策をめぐつて、巨大独占資本と非独占資本、弱小資本との対立も考えられるわけであり(大河内教授のように、「社会的総資本」と「個別資本」の対立では決してない)、また、巨大独占資本にたいする労働者階級の闘争圧力も、資本制経済の歴史的発展や巨大独占資本の抵抗力如何によつて、時間的にその影響力が変わり、かつて成立した社会政策それ自体が新たな段階にいたつて、障碍と強く意識される場合も考えられるの

である。

いづれにせよ、社会政策の實質的主体は、「社会的総資本」＝「総資本」(それが大河内教授と異なつてどのよう  
に規定されたとしても)ではなく、現段階においては、まさに「巨大独占資本」に他ならず、国家は国家権力を支  
配し、規定する「巨大独占資本」の意志の執行機関となるのである。

以上のような事情は産業資本主義段階においても決して例外をなすものではない。

産業資本主義段階においても、もとより、労資の対立のみならず、資本間の競争も存在していたのであるが、一方  
において、経済發展の余地が存在していたため、今日ほど危機的激化をみず、したがつて、政策主体を「総資本」、  
「資本家階級」と規定しても論理的に、それほど不自由を感じなかつたのであるが、實質的には政策主体は巨大産  
業資本家グループであつて、単なる「産業資本」一般でなかつたことを忘れてはならないであらう。

もとより、以上のような主体規定はきわめて、原則的な角度から究明されたものであるから、実際には、政策を促  
進せしめる巨大独占資本の具体的把握と国家権力機関の現実的認識、さらに両者を癒着(?)せしめ、後者を前者の  
執行機関たらしめる「媒介機構」の詳細な理解等と必要とするであらうし、また、かくすることによつて、社会政策  
の實質的、形式的主体の十分な認識ができるであらう。

社会政策論争の混乱をより大きくした一つの原因は社会政策の主体に関する不明瞭な認識態度のうちに見出される  
ことを思えば、以上述べたような事情も決して、無視することができないのではなからうか。

次に、第二の問題、すなわち、経済政策との関連における社会政策の本質に関する問題に論及してみよう。

社会政策の本質をめぐつて論究はきわめて精密になされているのであるが、それらの論究は一見、経済政策と「対  
立」するかのとき印象を受けるるので、この辺の關係を今少し検討してみたい。

森教授はかつて、「経済政策はあらゆる経済諸政策を包括し、それらの上位概念である。社会政策のごときもまた経済政策の低位概念たるにすぎない」(一一)として、その理由を述べていられる。「社会政策の目的は現今の経済社会特にその分配過程における諸弊害を除去するにありとすれば、それはいうまでもなく、経済的目的である。しかしここに弊害とは労働者階級の地位の向上改善の視角から見たる弊害を意味するのであるが、しかしそれは資本家社会の正常なる発展、その裡における正常なる生産力の発展なる外枠によつて制約されている。ここに社会政策の上位概念としての経済政策……が出て来ねばならぬ。ゆえに、労働者階級の地位の向上改善というもそれは畢竟この社会におけると生産力を増進する限りにおいてのそれだけなければならぬ。ここに社会政策の限界がある」と。

ところで、教授は最近、経済政策と社会政策との上、下位的関係を、「社会政策が資本制生産の枠内で行われる」、「労働力商品の価値通りの売買による剰余価値の生産が行われる」、「労働力価値法則の限界」等の命題でもつて説明を補足されている。

この場合、経済政策が上位概念として、低位概念たる社会政策を規定する意味を「労働力商品を価値通りに売買することによつて、剰余価値、資本の再生産が行われる」というふうに考えられるのであるが、このような見解が資本制生産に適用しえないことは自明であり、いわゆる「労働力価値貫徹論」の誤謬をおかされていることはいうまでもない。このような見解に関しては、多くの論者の批判があるのでこれ以上論及する必要はないであろう。(一二)

いづれにせよ、経済政策と社会政策との関係は、「制約」―「被制約」、「限定」―「被限定」という視点から考察する以上、そこに一種の「対立」関係が存在しているかのような印象を受けるのである。

それ故に、大河内教授は、「社会政策を分配政策と規定し、之を経済政策によつて限界づけられるところの、それの利潤追求策と対抗関係におかれる政策として、特に労賃引上策として理解することは正しいであろうか」(一四)と



疑問を提出されている。

これにたいして、岸本教授は「大河内教授は森教授が社会政策を経済政策の対立物と理解している、と非難されておられるが、これは大河内教授の誤解と云うべきであろう。森教授は社会政策を生産力を増大させるための、この限りにおける労働者保護政策＝経済政策と理解されて居られるからである。社会政策の低位概念であるとされたのは、社会政策の資本制社会における経済的限界を明らかにされるために用いられた言葉であつて、経済政策に対立せしめたのでは決してないのである」(一五)と弁護されている。

しかし、森教授の場合、「生産力を増大させるための、その限りにおける労働者保護政策」ということの詳細な説明がなく、また、他方、「社会政策を強制される場合それだけ利潤率は低下する。資本にたいしてそれは止むを得ないのである。それはあくまで資本の意思せざるもの、思われたものではない」(一六)といわれている以上、剰余価値、したがつて利潤の拡大を唯一の、最高の目的とする経済政策とは、この意味で対立することになるであろう。

森教授が社会政策を経済政策に対立させて考えておられない理由として、岸本教授も弁護されていられる「生産力を増大させるための、その限りにおける労働者保護政策」であるならば、「資本の意思せざるもの、思われたものではない」とか、「それだけ利潤率は低下する」とか一義的にどうして断言することができるであろうか。結局、「生産力を増大させるための、その限りにおける労働者保護政策」ということは、この場合、たんなる言葉の表現に過ぎず、それ以上の意味をもつものとは思われない。

さらに、森教授は社会政策の実施は、それだけ「利潤の減少」を意味するいわれながら、他方、「社会政策的施設なるものは……つねに労働者階級自らの犠牲、乃至負担において行われる」ともいわれ、この点、教授の論理展開に若干の疑問を抱くものである。(一七)

この点について、岸本教授は次のように述べていられる。

「論ずるまでもなく、社会政策は内容的には労働力の保全として現われ、労働条件の悪化を阻止するものであるから、このことは必然的に労働の生産性を高め、従つて生産力を増大せしめ剰余価値率を高める。他方社会政策による労働条件の改善は、労働の一層の強度の増大を可能ならしめるものであり、これは又必然的に労働条件を悪化させ、階級闘争の激化をもたらし、新たな社会政策を必然化するのである。社会政策はこのように資本の剰余労働に對する盲目的欲望を抑制するものであると同時に、労働搾取を一層強化する前提をつくりだすものである。この意味で社会政策は労働搾取の一条件であるということも出来るであろう。生産力の増大をもたらす諸々の経済的な、国家の政策が経済政策だと一応理解すれば、社会政策は明らかに一つの経済政策である」(一八)と。

この場合、社会政策が生産力の増大をもたらす経済政策であるとなす根拠は先づ、二つの側面から求められている。すなわち、(一)「社会政策は内容的には労働力の保全として現われ、労働条件の悪化を阻止するものであるから、このことは必然的に労働の生産性を高める」ということ(したがつて、社会政策は生産力を増大せんとする経済政策と直接的關係をもつことになる)、(二)「他方、社会政策による労働条件の改善は、労働の一層の強度の増大を可能ならしめる」ということである(この場合、資本は労働条件の改善をカバーせんがために労働強度の増進を図り、生産力を増大することになるから、社会政策をそれ自体は、「生産力増大」と間接的、事後的關係をもつにすぎなくなる)。

ところで、ここで問題となると思われるのは、第一の理由である。教授は他の個所で、「資本は労働者階級の抗争を抑制し、労働条件の引上げをカバーし、一層労働搾取を強化せんがために生産力を發展させるのである。生産力を發展させるために労働者組織を承認し労働条件を引上げるのではなく、労働者階級の抗争によつて労働者組織を承認

し労働条件を引上げざるを得ない為に生産力を發展させるのである」(一九)といわれている。したがつて、労働者の抗争による労働条件の引上げは労働力の保全(教授のいわれる社会政策の内容)それ自体、直接、「生産力の増進」(したがつて資本の生産力の増大と剰余価値率の増大)に直接的關係をもたず、そのような労働条件の改善をカバーせんがために、資本は労働搾取を強化し、生産力を増大させることになる。

したがつて、労働条件の改善は「生産力」を直接的に増大させるのではなく、寧ろ、労働条件をカバーせんがために、資本は労働強度の増進、労働生産性の増大を可能ならしめる諸政策によつて資本の生産力を増大させることになるから、労働条件の改善そのものとしては、「生産力の増大」と何等直接的關係をもたなくなる(この論理は第二の理由と同じであるが)ので、第一の理由と若干矛盾することになるのではなからうか。

すなわち、第一の理由によれば、社会政策は内容的に労働力の保全として現われ、労働条件の悪化を阻止するものであるから、このことは必然的に労働の生産性を高め、従つて生産力を増大せしめるといわれている。この場合、「このこと」とは言葉通り、労働力の保全を意味するであらうし、したがつて、労働力の保全は必然的に労働生産性の増大させることになる。これは、「社会政策が国民経済的労働能率を向上させるのは、即ち労働の生産性を向上させるのは(この場合、岸本教授は労働能率と労働生産性とを同一視されている)、社会政策が、資本による労働力の濫奪的搾取を抑制するからであり、この保全された労働力の機能は労働支出は、保全されない労働力の機能は労働支出よりもより多くの生産物を生産するからである」(二〇)との教授の主張を参照しても明らかである。

このように、岸本教授の場合でも、生産力を増大せんとする経済政策としての社会政策という説明がきわめて矛盾し、不明確であり、「社会政策そのものが一種の経済政策であることを正しく理解することが必要である」といわれながらも、その説明は何等充分に行われていないのである。

結局、岸本教授が、「社会政策は明らかに一つの経済政策である」といわれる場合は、「労働者の抗争によつて労働条件を改善せざるをえなくなるが、それらをかばうせんがために資本は労働強度を増進し、労働生産性を高める」という意味であつて（蓋し、もしも労働力の保全が、そのことが必然的に労働生産性を高めるならば、資本は労働力の保全にとさら拒否的態度をとる必要もないであらうし、社会政策にねける「階級闘争」は比較的に重要な問題とならないことになり、教授が最も批判されるいわゆる、「経済主義」の誤謬を自らおかされることにならうから）、したがつて、社会政策をそれ自体、「生産力の増大」に直接的に關係するのではなく、それをかばうせんがために、資本は他の配慮に労働強化、労働生産性の向上によつて、間接的に生産力を増大させることになる。

かくして、経済政策と社会政策とは森教授の場合と同様に、岸本教授も経済政策の「制約」、社会政策の「被制約」という「対立」關係として把握されている（カ、バ、というこの意味を考えられたし）。

したがつて、「社会政策そのものはあくまで労働力の保全であり、搾取の緩和であり」、「鞭に対して飴と称せられる所以」（二）であるという社会政策の本質規定が必然的にでてくるのである。

このように、生産力を増進するかぎりにおいての、経済政策としての社会政策といわれながらも、それはたんに言葉の表現以上を意味せず、社会政策そのものは労働力の保全を内容とし、労働搾取の抑制、緩和を本質とするとか、社会政策は資本の損失、産業負担を意味するとか規定することによつて、その局面において、剰余価値、したがつて利潤の極大化を志向する経済政策と何か対立するかのよう（もとより、限られた意味ではあるが）把握することは正しいのであらうか。

社会政策そのものは巨大資本（現段階では、いうまでもなく、巨大独占資本であるが）の意志の執行機関たる国家によつて立案され、立法化されたものに他ならず、そのような政策主体の制度化したる社会政策を前述のごとく一義

的に規定することはいかなるものであろうか。

資本制生産は経済的自由競争を媒介として、不断に労働生産性を高めることを強制され、資本の有機的構成を必然的に高度化させ、そこに、産業豫備軍の排出、労働強度の増進、労働者階級の貧困化の激化をともない（資本の敵対的運動法則）、労働条件改善等のための労働者階級の闘争（たんなる経済闘争だけではないが）を資本の敵対的運動過程において必然化するのである。

資本制生産の拡大再生産過程に必然的に激化する政治闘争、その一環として経済闘争の組織的増大は、そのまま放任すれば、資本制政治、経済体制の秩序を破壊し、剰余価値生産の「断絶」、「停止」を不可避的にし、資本家階級（たんなる資本家階級一般でないことはしばしば述べたとおりである）にとつての唯一の関心たる剰余価値、利潤の増大を不可能にする危険を増大させるので、彼等は労働者階級の闘争を緩和させ、政治的、経済的資本制秩序を安定し、その構造的平和によつて、剰余価値生産を「継続的」、「長期的」に維持し、拡大せんがために、彼等の意志の執行機関たる国家をして労働条件等の改善（言葉通りの改善では決してない）等を立法化し、制度化するのである。

もとより、労働条件の改善をある程度認めるといふことは労働力の一時的「抑制」、「緩和」と見えるかも知れない。しかし、社会政策の実施は資本の「損失」、労働力の一時的「抑制」、「緩和」と規定とする論者も、それによつて、資本制蓄積の一般法則に窮乏化法則が破棄されるとは考えず、社会政策によつてそれらの法則は継続的に貫徹することを認められている。

この法則の貫徹は社会政策による一時的労働力搾取の「抑制」、「緩和」が行われても、それをカバーせんがために、労働生産性、労働強化を増大させるという事情以上に、労働者階級の闘争強圧によつて立案され、制度化された社会政策が労働者階級の闘争を緩和し、政治的、経済的資本制秩序を安定し、資本制生産の「断絶」、「停滞」、「障碍」

を克服し、剰余価値、利潤を「巨視的」、「長期的」、「継続的」視点において維持、拡大せんがための、そのかぎりの労働者保護政策に他ならず、いわば、資本の前進のための、「巧妙な」、「仮装的」後退を意味するという事情にもとずくのである。

したがつて、たとえ、社会政策が労働者階級の闘争の強圧によつて必然化せられるという事情を認めても、資本制生産の歴史的発展過程に対応する巨大資本の労働力搾取、剰余価値生産にたいする「巨視的」、「長期的」巧妙な配慮を軽視し、その仮装的現象を「微視的」、「一時的」に把握し、そのことをもつて、社会政策の本質は労働力搾取の抑制、緩和であり、その実施は資本の「損失」であると一義的に規定することはできないであらう。

「社会政策が経済政策であることを正しく理解する必要がある」ということは、社会政策が下位概念として経済政策によつて制約されているとか、社会政策が実施されれば、それをカバーせんがために労働生産性、労働強度を高め、したがつて労働生産性、資本の生産力を増大させるという事情以上に、社会政策が階級闘争を緩和し、資本家的政治、経済体制の平和を維持し、それによつて、剰余価値、利維の継続的確保と拡大に、「積極的」、「長期的」、「巨視的」意味において直接的關係をもつがためであり、この意味において、社会政策は経済政策に他ならないのである。

社会政策がまさに、巨大資本を実質的主体とすること、したがつて、それはあくまで、政治的、経済的資本体制の平和的維持にもとづく、剰余価値、利潤の「長期的」、「継続的」収奪を「巨視的」視点において確保せんとする資本の前進のための「後退」にすぎないということ、さらに、その「後退」は言葉通りの「後退」を意味するものではないということ、換言すれば、労働者階級の要求がそのまま労働者保護政策にとりいられる可能性は全くなく、労働条件の改善は常に、骨抜された、抜け穴だらけの、偽瞞的な、懐柔的なものであるということ、さらに、そのような譲歩でさえも、一度行われれば、それをカバーせんがために、労働生産性、労働強度を増進させ、労働強化を一層

強めるということを忘れたり、軽視したりすることは許されない。

しばしば、エンゲルスの「労働組合が提供する対抗手段がなければ、労働者は賃労働制度の法則にしたがつて当然うけとるべきものさえ、うけとることができないであろう。ただ労働組合という威嚇を目のまえにつきつけるときにだけ、資本家は、その使用人の労働力の完全な市場価値を支払うように強制されうるのである」(二二)という周知の文章を引用して、社会政策にたいする資本の譲歩を説明し、その闘争の意義を強調しているのであるが、ここでいわれていることは、「公正な労働にたいする公正な賃銀」、「労働組合」等、「レイバー・スタンダード」に記載されている彼の論文を参照して明らかなるように、労働組合の経済闘争の限界、「自分自身の、全生産物の所有者となるまでは、労働者階級の眞の解放は不可能である」(二三)ことと主張に他ならない。

したがつて、右の引用文のすぐ前で彼は、「もし一産業部門全体の労働者が強力な組織をつくり、必要な場合に雇主たちとの戦闘をもちこたえられるように、基金を協力してあつめ、そしてこれによつて確固として一勢力としてこれらの雇主たちと交渉することができるようになるなら、そのときには、そしてそのときにだけ、労働者は、近代社会の経済構造に適應して公正な労働日にたいする公正な賃銀(この「公正」は決して「公正」を意味するものではなく、いわば、資本家的公正を意味するものであり、「鎖でつながれた鉄の砲丸を足にひきずつてあるく」ような「公正」である。この点、「公正な労働にたいする公正な賃銀」参照のこと)と名づけるところの、せめて、はじめ、施し物だけでも獲得することができる」(二四)(傍点筆者)といつてゐる。

かかる隷従の「公正」と名づけるところの、せめて、はじめ、施し物こそ問題の社会政策の実体に他ならない。

まことに、『いうまでもなく、「経済的」譲歩(または譲歩のみせかけ)は、政府にとつて、いちはん安あがり、またいちはん有利なものである。というのは、政府は、それによつて労働者大衆のうちに政府にたいする信頼心

をふきこもうと望んでいるからである』(二三五)。

したがつて、一、二の論者のように、社会政策それ自体に進歩的側面を認めることはできないであろう。

たとえば岸本教授は新書、「社会政策論」において、社会政策の機能を(一)「労働者階級の奴隷状態への頹廃を防止し(これは労働生産性を高め、剰余価値を増大せしめる可能性を生み出す(労働力の保全が、これが労働生産性を高め)労働強度ではない)ならば、資本は労働力の保全にたいして、究極的に、躊躇する必要がなくなり、資本の譲歩と一義的にいいきれなくなる。この点について論述済)、階級的自覚を高める可能性を作り出す、(二)「同時に、その発展は、労働者階級の革命的エネルギーを部分的に去勢し、労働者階級の間には改良主義を育成培養し、労働者運動を分裂せしめる」(二三六)という二面性において把握されている。

(一)の機能はまことに正しく、ここで問題にならないであろうが、(二)の機能はそのまま認めることができらるであろうか。

教授自身、旧書「社会政策の根本問題」では、(一)の機能を否定され、「社会政策による『労働者階級の地位の向上』そのものは、決して価値法則を止揚するための自覚と前提を生み出すものではないのである。……単純に社会政策が労働者階級の自覚を促がし、価値法則を揚棄する要素を育成すると考えることは出来ず、そう考えるのは誤謬である」と云わねばならないであろう(二三七)(傍点筆者)といわれている。

この点、かつて黒川俊雄助教授の論難されたところであるが、教授自身、新たに、説を訂正され、自己批判された結果であるのか、どうか明らかではないが、結局、黒川助教授の「よりよきものへの一步、一段階を意味するかぎりでのみ、反動的・保守的でない政策 すなわち改良である」との一側面を認められたことにならう。(二二八)

ところで、社会政策が「階級的自覚を高める可能性を作り出す」という進歩的一側面、或はレーニンの「いかに決議



を書くべきではないか」を引用された黒川助教の「改良的」一側面は、社会政策の本来もつところのものであるといふよりも階級闘争の戦術的視点から、真によりよきものへの一步、一段階と評価されるかどうかによるものである。社会政策それ自体が本来よりよきものへの一步という側面も、つのではない、階級闘争の主体の立場から、その時その状況に対応する階級闘争の戦術上の評価から決定されるのである。

屢々、社会政策を「鞭」にたいする「飴」と称せられるのであるが、社会政策が資本制社会において立法化せられた政策である以上、究極において、「鞭」にたいする「飴」ではなく、いわば、「飴つき鞭」であるということが出来る。われわれの当面する問題は、立法化され、制度化された社会政策がいかなる基本的性格をもつかということである。社会政策が政治闘争、その一環としての経済闘争によつて必然化せられたものであつても、労働者階級の具体的要求がそのまま立法化せられ、制度化せられるものではない。

たとえば、労働者階級の具体的に要求する最低賃銀制度はいわゆる「最低賃銀制度」としてそのまま政策化されるものではなく、現実に制度化せられる最低賃銀制度は資本家的最低賃銀制度に他ならず、それは、いわば、實質的には、最高賃銀となり、賃銀の一般的水準はそれによつて寧ろ低下するのである。

また、労働組合の団結権、罷業権を承認する政策はそれらを断圧した、かつての政策と比較すれば、政策それ自体、「よりよきものへの一步・一段階」という性格をもつてであろう。しかし、問題は、これらの政策を平面的に論理的に對置するところにある。いうまでもなく、後者は原生的労働条件が一義的に強制せられえた歴史的段階であるに反して、前者は労働者の階級的自覚が高まり、それらの闘争が組織的に拡大、激化していた段階であり、それらの闘争によつて必然化せられた資本家的政治・経済体制の破壊、剰余価値生産の「中絶」、「停滞」の危機を回避し、「長期的」、「巨視的」視点から剰余価値生産の継続的確保のため巨大資本は労働組合の団結権、罷業権を国家をして法的

に承認したに他ならない。同時に、これらの法的承認は他方において、それに対抗しうる資本の力の成熟とそれを骨抜にしうる地盤の確立（たとえば、「御用組合」の工作）を前提とするのである。

いづれにせよ、社会政策は階級闘争によつて必然化せられるのであるが、社会政策それ自体は労働者階級の革命的闘争を抑止し、緩和し、資本家的政治経済体制の危機、したがつて、剰余価値生産の「断絶」と「停滞」の危機を克服し、長期的、巨視点視点から剰余価値生産の継続的確保と拡大のために、その限りにおけるみせかけの、仮装的労働条件の改善策に他ならない。それはたんなる「譲歩」ではなく、資本の前進のための巧妙な、みせかけの譲歩にすぎないのであつて、この意味において、社会政策それ自体、本来、「よりよきものへの一步」という性格をもつものではなからぬ。

もとより、われわれがかくいつたからといつて、階級闘争、なかんずく、その一環としての経済闘争を低く評価するものでは決してなからぬ。

われわれは、「労働者階級の政治闘争は、たんに経済闘争のもつとも発展した、広汎な、効果的な形態であるにすぎない」とか、「社会民主主義者に課せられている任務は、どうして経済闘争そのものにてきるだけ政治性をあたえるかといふことである」とか、「経済闘争は、大衆を積極的に政治闘争に引きこまれるために、もつともひろくもちいられるべき手段である」とか主張することによつて、「労働力のいつそう有利な販売条件を獲得し、労働力の労働条件と生活状態の改善をかちえるために、労働者が雇主にたいしておこなう集団的闘争」としての経済闘争を階級闘争と考へる「マルトウイノフ的経済主義」、「組合主義」の観点から社会政策を必要以上に高く評価することを深く「反省」すべきであり、また、同時に、階級闘争は政治闘争であるという自明な公式を余り狭義に解釈して、経済闘争を無視する、いわゆる「セクト主義」、「政治主義」の立場から労働者階級の経済的要求を低く評価する危険も充分「考慮」

しなければならぬ。(三〇)

かかる反省と考慮を必要とするが故に、社会政策を巨視的視点から把握し、社会政策それ自体、本来、保守的性格とともに「よりよき一步」という側面を肯定することができないのである。

それが「よりよき一步」という側面をもつかどうか、社会政策それ自体の本来的性格によるのではなく、賃労働制度を破壊せんとする政治闘争、その一環としての経済的視点からのみ決定されるのである。(三一)すなわち、「前進のため」の資本の偽瞞的「後退」において、「前進のための」資本の策動を徹底的に暴露し、阻止し、「後退」の局面に釘付けすることによつて、闘争の一つの「足場」として利用しうるかどうかによるのである。

このように社会政策が、資本家的政策という観点、或はそれを立法化し、制度化した実質的主体としての巨大資本の視点からと、経済闘争を常にその内に含み、利用する政治闘争の状況に対処する戦術視点からの二面から考察されるべきとき、社会政策のもつ経済的、政治的、社会的意味が理解されるであろう。岸本教授の「階級闘争が社会政策を成立せしめる」のか、(三二)平実、西村豁通両氏の「社会政策が階級闘争の成立または発展の条件となる」(三三)のかの問題も前述の二つの視点を考えるならば自ら明らかとなるであろう。前者は立法化せられる社会政策の政策形成の必然性の観点から、後者は階級闘争の戦術上の観点からの論理に他ならないのである。

註一、「社会政策と労務管理との関係」(明大商学論叢、第三五巻、第三号)三六一—四二頁、「経済政策論の根本問題」(泉文堂、昭和二七年)一一九—一二六頁。

註二、大河内一男教授「社会政策の根本問題」二七四—五頁参照。

註三、同「社会政策」(総論)二三—八頁参照。

註四、同「社会政策」(総論)三三頁、「社会政策の根本問題」一六九—一七六頁参照。

註五、前掲書、三〇—一頁。

註六、前掲書、三一頁。

註七、森耕二郎教授「社会政策要論」五〇頁。

註八、岸本英太郎教授「社会政策の根本問題」七九頁。

註九、前掲書、九六頁。

註一〇、風早八十二氏、「日本社会政策の理論」三—八頁。

註一一、森耕二郎教授、「社会政策要論」（昭和一〇年）三〇頁。

註一二、前掲書、七〇—一頁。

註一三、黒川俊雄助教、「社会政策論の前進のために」（経済評論、第六卷、第五号）三九頁。

註一四、大河内教授、「森耕二郎教授『社会政策要論』」（経済学論叢、第六卷、第三号）一三六—七頁。

註一五、岸本教授、前掲書、一六六頁。

註一六、森教授、前掲書、五一頁。

註一七、岸本教授、前掲書、一六〇頁参照。

註一八、同、一六〇—一頁。

註一九、同、一四四頁。

註二〇、同、二二六—七頁。

註二一、一六〇頁。

註二二、エンゲルス、「賃労働制度」（マ・エ選集、第二卷、下）四一—五頁。

註二三、同、四一—五頁。

註二四、同、四一四頁。

註二五、「何をなすべきか」(レーニン二卷選集、第一卷、二二一〇二頁)。

註二六、岸本教授、「社会政策論」三九頁。

註二八、黒川助教授、前掲書、四一頁「最低賃銀制と社会保護」(経済評論、第五卷、第七号)二五頁。

註二九、「何をなすべきか」(レーニン二卷選集、第一卷、二二四五—二三〇頁参照のこと)。

註三〇、レーニン「労働組合論」(草野道夫訳)四三—四頁。

註三一、この問題に関しては、上林貞次郎教授、「日本産業構造の変化」(経営研究、第六号)五頁参照のこと。

註三二、岸本教授「社会政策における「政治」と「経済」(経済論叢、第六八卷、第一、二、三号)九五頁。

註三三、平実氏「社会政策と階級闘争」(大阪商大経済研究所編「社会科学文献解説」第六集、八五—八七頁。西村豁通氏「日

本工場法と社会政策の本質」(経済学雑誌、二四卷、一二号)九八—九頁。